

## 公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金の振込みは、買受申込者の名前で行わなければなりませんので、注意してください。
  - ※ 公売保証金の振込人と買受申込者とが異なる場合は、インターネット公売に参加することができません。
- 公売保証金は、その提供期限までに下記の預金口座に入金済みとなることが必要ですので、「電信」又は「至急扱い」としてください。
  - なお、振込手数料は、買受申込者の負担となります。
  - ※1 公売保証金の提供期限までに入金を確認できない場合は、インターネット公売に参加することができません。
  - ※2 振込みに当たっては、振込者（買受申込者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。  
(記載例)「123-1 国税太郎」「4567-10 株式会社納税商事」など
- どの売却区分番号（買受申込みを予定する公売物件）に係る公売保証金であるかを明らかにするため、金融機関から交付された振込金受領書（原本）を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に貼付して提出してください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。
  - なお、公売保証金の納付後は、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
  - ※ 誤って振り込んだ場合は、改めて、買受申込みを予定する公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。
- 最高価申込者にならなかった場合は、公売保証金は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された預貯金口座への振込みにより返還します。
  - また、別途「国庫金振込通知書」を郵送します。
- 公売保証金の振込先は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金 融 機 関	埼玉りそな銀行 さいたま新都心支店
	預金の種類	普通預金
	口座番号	0004959
	フリガナ 名 義 人	カントウシエツコクセイキョク 関東信越国税局